

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

(向日市介護保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市介護保険条例の一部を改正する条例）したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 25 日提出

向日市長 安 田 守

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年4月30日

向日市長 安 田 守

## 条例第 20 号

### 向日市介護保険条例の一部を改正する条例

向日市介護保険条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第 3 条 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、法第 135 条第 6 項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 9 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）

により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4,000,000円以下であること。

- 2 前項の場合における第9条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、別に申請期限を定めることができる」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

〈参 考〉

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u> までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u></p> <p>第3条 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p>

業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が4,000,000円以下であること。

2 前項の場合における第9条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、別に申請期限を定めることができる」とする。